

令和元年11月22日
教育研究評議会決定

和歌山大学における人権に関する基本理念

基本的人権は、全ての人がある尊厳に基づいて持つ固有の権利である。和歌山大学は、基本的人権を重んじ、本学構成員が相互に人格と多様性を尊重し合い、快適に学び、働くことのできる環境を整えるとともに、その取り組みと啓発活動により、人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分、門地あるいはその他のいかなる個人の属性による差別を被ることのない社会を作るために貢献する。